

複合防火設備（CAS）使用登録のご案内

(社) 日本サッシ協会
スチールドア部会

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当協会では保有する、CAS-0257,CAS-0258,CAS-0262 の複合防火設備（遮煙防火設備）大臣認定防火戸について、使用登録制度を運用しております
皆様には、下記資格要件をご参照のうえ申し込みください。

■ 申請企業の資格要件

「協会が取得した複合防火設備（遮煙防火設備）」の使用登録申請を行う企業は以下の要件を満足することが必要です。

	要 件	備 考
1	当協会の正会員又は防火戸特別会員であること。	
2	自社工場または委託工場を有していること。	
3	国土交通大臣または知事の建設業許可（建具工事業）を有すること。	
4	当協会の指定する第三者試験機関等による建築基準法に規定する防火設備等の性能試験合格報告書を有すること。もしくは同等以上の能力を有すること。	同等以上の能力とは J I S 表示、ISO 認証、海外の同等の資格などを指す。
5	製造管理責任者が常勤していること。	
6	品質管理責任者が常勤していること。	
7	施工管理責任者が常勤していること。	
8	証紙貼付に対する証紙管理責任者を常勤させることができること。	

附則

1. 申請企業は販売実績もしくは工事实績等の協会審査をもって要件 3 に代えることができる。
2. 申請企業は JIS 表示許可もしくは ISO 認証の資格をもって要件 5, 6 に代えることができ、公共建築協会の資格をもって要件 3, 4, 5, 6 に代えることができる。
3. 協会は品質管理状況確認の為、必要に応じ使用登録企業へ立入検査などを行う権利を有します。
4. 使用登録企業は協会が主催する品質確保などを目的とした技術研修会の受講義務があります。

■ 使用登録申請審査

申請要領にもとづき企業は申請書を作成し、協会審査を受ける必要があります

■ 登録申請審査等に関する費用（各認定番号ごと）

1. 審査費用 ￥30,000 / 1 件
2. 初回証紙印刷費用

証紙代 ￥20,000（初回 100 枚分）、証紙版下費用 ￥20,000

■ 審査合格結果をもって、使用登録書を登録企業へ発行いたします。

■ 関連する仕様書などの販売もしております。

以上